

滿洲經濟法令集

第十三輯

關東州臨時利得稅令·關東州及滿鐵  
附屬地電氣事業令·營業稅法其他



大連商工會議所



滿洲經濟法令集 第十三輯

目次

一、關東州臨時利得稅令……………	一
一、關東州臨時利得稅令施行規則……………	七
一、關東州及南滿洲鐵道附屬地に輸入若は移入する出版物取締規則……………	一三
一、關東州及南滿洲鐵道附屬地電氣事業令……………	一五
一、船鑑札規則……………	二一
一、營業稅法……………	二六



一、營業税法施行規則……………四一

一、法人營業税法……………四七

一、法人營業税法施行規則……………五二

一、出產糧石税法中改正の件……………五七

目 次

關東州臨時利得稅令 第三十號

朕關東州臨時利得稅令を裁可し茲に之を公布せしむ

御名 御璽

昭和十年五月十日

内閣總理大臣 岡 田 啓 介

勅 令 第三百三十號

關東州臨時利得稅令

第一條 關東州に本店又は主たる事務所を有する法人は本令に依り臨時利得稅を納むる義務あるものとする

第二條 前條の規定に該當せざる法人關東州に資産又は營業を有するときは其の利得に付てのみ臨時利得稅を納むる義務あるものとする但し臨時利得稅法施行地朝鮮、臺灣又は樺太に本店又は主たる事務所を有する法人に付ては此の限に在らず

第三條 臨時利得稅は法人の利得に付之を賦課す



第四條 法人の現事業年度の利益が既往事業年度の平均利益を超過する場合に於て其の超過額を以て法人の利得金額とす

前項利得金額計算の場合に於て左記各號に該當するときは各其の定むる所に依り既往事業年度の平均利益を計算す

一 何れの既往事業年度に於ても利益なきとき又は既往事業年度の平均利益が既往事業年度の平均資本金額に對し年百分の七未満なるときは既往事業年度の平均資本金額に對し年百分の七の割合を以て算出したる金額を以て既往事業年度の平均利益とす

二 法人の第一次の事業年度が昭和七年一月一日以後に於て終了したるときは現事業年度の資本金額に對し年百分の七の割合を以て算出したる金額を以て既往事業年度の平均利益とす

三 現事業年度の資本金額が既往事業年度の平均資本金額に對し増減あるときは既往事業年度の平均資本金額に對する平均利益の割合を現事業年度の資本金額に乗じて算出したる金額を以て既往事業年度の平均利益とす此の場合に於て第一號の規定の適用に付ては現事業年度の資本金額を既往事業年度の平均資本金額と看做す

四 現事業年度の期間が既往事業年度の期間と異なるときは現事業年度の月數に應じ月割を以て既往事業年度の利益を計算す

本令に於て現事業年度と稱するは昭和十年一月一日以後に於て終了する各事業年度を謂ひ既往事業年度と稱するは昭和六年十二月三十一日以前三年内に終了したる各事業年度を謂ふ  
利得金額年千圓未満なるときは臨時利得税を課せず

第五條 法人の利益は各事業年度の總益金より總損金を控除したる金額に依る但し保險會社に在りては各事業年度の利益金又は剩餘金に依る

第二條の規定に依り納稅義務ある法人の利益は關東州に於ける資産又は營業に付前項の規定に準じ之を計算す

法人が事業年度中に解散し又は合併に因りて消滅したる場合に於ては其の事業年度の始より解散又は合併に至る迄の期間を以て一事業年度と看做す

第六條 法人の各事業年度の資本金額は各月末に於ける拂込株式金額、出資金額又は基金及積立金額の月割平均を以て之を計算す



前項に於て積立金額と稱するは積立金其他名義の何たるを問はず法人の利益中其の留保したる金額を謂ふ

第二條の規定に依り納税義務ある法人の各事業年度の資本金額は滿洲國駐劄特命全權大使の定むる所に依り之を計算す

昭和七年一月一日以後本令施行に至る迄の期間に於て拂込株式金額又は出資金額を減少したる法人の現事業年度の資本金額は大使の定むる處に依り其の減少なかりしものと看做して之を計算す

第七條 法人合併を爲したる場合に於て合併後存続する法人又は合併に因りて設立したる法人の既往事業年度の平均資本金額及平均利益は大使の定むる所に依り之を計算す

第八條 合併後存続する法人又は合併に因りて設立したる法人は合併に因りて消滅したる法人の利益に付臨時利得税を納むる義務あるものとす

第九條 臨時利得税施行地、朝鮮、臺灣又は樺太に本店又は主たる事務所を有する法人が臨時利得税施行地、朝鮮、臺灣、樺太又は關東州に本店又は主たる事務所を有する法人と合併を爲したる場合に於て合併後存続する法人又は合併に因りて設立したる法人が關東州に本店又は主たる事務所

所を有するときは前條の規定を準用す

第十條 關東州所得税令第十三條の規定に依り所得税を課せざる法人には臨時利得税を課せず

第十一條 臨時利得税の税率は利得金額百分の十とす

前項の規定に依り算出したる税額が利得金額中年千圓を控除したる金額を超過するときは其の超過額に相當する臨時利得税を免除す

第十二條 納税義務ある法人は大使の定むる所に依り利得金額を政府に申告すべし

第十三條 利得金額は前條の申告に依り、申告なきとき又は申告を不相當と認むるときは政府の調査に依り政府に於て之を決定す

第十四條 臨時利得税は法人の事業年度毎に之を徴收す

第十五條 關東州所得税令第二十一條及第二十二條の規定は臨時利得税に付之を準用す

第十六條 關東州所得税令第十五條の二の規定に依り所得税を免除せらるゝ所得に付ては本令を適用せず

第十七條 本令に於ては法人に非ざる社團も亦之を法人と看做す



前項の社團其の財産を以て臨時利得税を完納すること能はざるときは其の税金に付社員連帯して納税の義務あるものとす

第十八條 大使は本令に定むるものを除くの外臨時利得税に關し必要なる規定を設くることを得

第十九條 市會其の他の公共團體は臨時利得税の附加税を課することを得す

附 則

本令は公布の日より之を施行す

本令は昭和十年一月一日を含む事業年度分より之を適用す

本令に依る臨時利得税の賦課は昭和十二年十二月三十一日を含む事業年度分限りとす

關東局令 第三十八號

關東州臨時利得税令施行規則左の通定む

昭和十年五月十一日

滿洲國駐劄特命全權大使

南

次

郎

關東州臨時利得税令施行規則

第一條 法人の前事業年度より繰越したる益金又は損金は其の事業年度の利益計算上益金又は損金に之を算入せず

第二條 法人の既往事業年度の平均利益は既往事業年度の總數を以て其の各事業年度の利益の合計額を除して之を計算す

第三條 關東州臨時利得税令(以下税令と稱す)第四條第二項第一號の年百分の七の割合の金額は現事業年度の月數を既往事業年度の平均資本金額に乘じ之を十二分したる金額に百分の七を乘じて之を計算す



前項の月数は曆に従ひ之を計算し一月未滿の端數を生じたるときは之を一月とす

前二項の規定は税令第四條第二項第二號の年百分の七の割合の金額の計算に付之を準用す

第四條 税令第四條第二項第四號の月数は曆に従ひ之を計算し一月未滿の端數を生じたるときは既  
往事業年度に在りては之を切捨て現事業年度に在りては之を一月とす

第五條 税令第四條第四項の年千圓の金額は現事業年度の月數を千圓に乘じ之を十二分したる金額  
に依る

第三條第二項の規定は前項の月數の計算に付之を準用す

第六條 税令第二條の規定に依り納稅義務ある法人の資本金額は總資産價額に對する關東州に於け  
る資産價額の割合を總資本金額に乘じ之を計算す

前項の場合に於て資産價額の割合に依るを不適當とするときは收入金又は利益の割合其の他適當  
なる方法に依り之を計算す

第七條 昭和七年一月一日以後税令施行に至る迄の期間に於て拂込株式金額又は出資金額を減少し  
たる法人の現事業年度の資本金額は其の減少なかりしものと見做して之を計算す但し拂込株式金

額又は出資金額の減少額中損失の填補に充てられざる金額に付ては此の限に在らず

第八條 法人合併を爲したる場合に於て合併後存続する法人又は合併に因りて設立したる法人の既  
往事業年度の平均資本金額及平均利益は合併に因りて消滅したる法人の既往事業年度の資本金額  
及利益を合算して之を計算す

第九條 税令第二條の規定に依り納稅義務ある法人税令第十二條の申告を爲さざるとき又は申告を  
不相當と認むるときは法人の總資産價額に對する關東州に於ける資産價額の割合又は法人の總收  
入金額に對する關東州に於ける資産又は營業より生ずる收入金額の割合を總利益金額に乘じたる  
金額を以て其の利益とすることを得

第十條 税令第十一條第二項の年千圓の金額は第五條の規定を準用して之を計算す

第十一條 税令第十七條の法人に付ては其の一損益決算期間を以て一事業年度とす但し一年より長  
き期間を以て一損益決算期間と爲すものに在りては一年内を以て一事業年度と看做す

第十二條 納稅義務ある法人は毎事業年度決算確定の日若は合併の日より十四日内又は清算著手の  
日より二十日内に利得算出の基礎を明記し利得金額を所轄民政署に申告すべし但し關東州所得稅



令に依る所得の申告書に附記して之を爲すことを妨げず

第十三條 民政署長税令第十三條の規定に依り利得金額を決定したるときは之を納税義務ある法人に通知すべし

第十四條 納税義務ある法人前條の規定に依り民政署長の通知したる利得金額に對し異議あるときは通知を受けたる日より二十日以内に其の事由を具し證憑書類を添へ所轄民政署長を經由し關東州廳長官に利得金額の審査を請求することを得

前項の請求ありたる場合と雖も民政署長は税金の徴收を猶豫せず

第十五條 前條第一項の請求ありたるときは關東州廳長官に於て之を審査決定す

第十六條 關東州廳長官前條の規定に依り利得金額を決定したるときは之を納税義務ある法人に通知すべし

第十七條 納税義務ある法人前條の規定に依り關東州廳長官の通知したる利得金額に對し異議あるときは其の事由を具し滿洲國駐劄特命全權大使に利得金額の再審査を請求することを得  
前項の規定に依り再審査の請求を爲さんとするときは前條の決定通知を受けたる日より三十日以内

に證憑書類を添へ該審査請求書を提出すべし

第十八條 前條の請求ありたるときは大使に於て之を審査決定し納税義務ある法人に之を通知す

第十九條 税令第十七條の法人新に納税義務を生じたるときは關東州所得税令施行規則第二十三條の二に掲ぐる事項を詳記し之を所轄民政署に申告すべし其の事項を變更したるとき亦同じ

前項の申告は關東州所得税令施行規則第二十三條の二の規定に依る申告を以て之に代ることを得

第二十條 民政署長又は其の代理官は調査上必要あるときは納税義務ある法人又は納税義務ありと認むる法人に質問し又は其の利益に關する帳簿及物件を検査することを得

第二十一條 關東州所得税令施行規則第十七條第三項乃至第五項、第十九條乃至第二十三條の規定は臨時利得税に付之を準用す

第二十二條 詐僞其の不正の行爲に因り臨時利得税を遁脱したる者は二百圓以下の罰金又は科料に處し其の税金を追徴す但し自首したる者又は民政署長に申出たる者は其の罪を問はず

第二十三條 左の各號の一に該當する者は百圓以下の罰金又は科料に處す

一 第二十條の規定に依る質問に對し答辯を爲さず若は虚僞の陳述を爲し又は帳簿及物件の検査



を拒み若は忌避したる者

二 第十二條及第十九條の規定に依る申告を爲さず又は其の申告に虚偽の記載を爲したる者

三 納税義務ある法人關東州外に本店又は主たる事務所を移さんとするとき其の申告を怠りたる  
とき

附 則

本令は關東州臨時利得税令施行の日より之を施行す

本令は昭和十年一月一日を含む事業年度分より之を適用す

本令施行前決算確定し若は合併を爲し又は清算に着手したる法人の當該事業年度分の利得金額に  
付ては第十二條の申告は本令施行後十四日内又は二十日内に之を爲すべし

關東局令 第三十九號

關東州及南滿洲鐵道附屬地に輸入若は移入する出版物取締規則左の通改正す

昭和十年五月十六日

滿洲國駐劄特命全權大使 南 次 郎

關東州及南滿洲鐵道附屬地に輸入若は  
移入する出版物取締規則

第一條 滿洲國駐劄特命全權大使は本令施行地域外に於て發行する出版物にして主として本令施行  
地域内に於て發賣頒布するを目的とすと認むるものは之を告示す

前項の規定に依り告示したる出版物を本令施行地域内に輸入若は移入せんとするときは發行人は  
左の事項を具し大使の許可を受くべし

一 題 號



二 掲載事項の種類

三 発行の時期

四 発行所、印刷所の名稱及所在地

五 發行人、編輯人、印刷人の原籍、住所、氏名及生年月日

六 輸入若は移入開始の時期

七 輸入若は移入の経路及發賣頒布の地域

八 取次人の住所、氏名、生年月日及職業

九 取次所の名稱及所在地

第二條 發行人前條の出版物を輸入し若は移入したるときは發賣頒布前關東局に二部を、關東州廳、發賣頒布地所轄警察署及關東地方法院檢察局に各一部を納むべし

第三條 本令施行地域内に輸入し若は移入する出版物の掲載事項にして公安を紊り若は風俗を害するの虞ありと認むるとき又は前二條の規定に違反して輸入し、移入し若は發賣頒布したるときは大使は其の輸入、移入若は發賣頒布を禁止し又は之を差押へ第一條の規定に依る出版物に在りて

は其の許可を取消すことあるべし

第四條 前條の規定に依り差押へたる出版物にして一年以上其の差押を解除せられざるときは差押を執行したる官廳に於て之を處分することを得

第五條 第三條の規定に依り差押へたる出版物にして其の差押ふべき部分と其の他の部分とを分割し得べき場合に於て關係者の請求あるときは之を分割し差押を要せざる部分を返還することあるべし但し之が爲必要な費用は發行人の負擔とす

第六條 第一條又は第二條の規定に違反したる者は六月以下の禁錮又は二百圓以下の罰金若は科料に處す

第三條の規定に基く處分に違反したる者及情を知りて其の出版物を輸入し若は移入し又は販賣頒布したる者は前項に準じ之を處罰す

附 則

本令は公布の日より之を施行す



朕關東州及南滿洲鐵道附屬地電氣事業令を裁可し茲に之を公布せしむ

御名 御璽

昭和十年四月十六日

内閣總理大臣 岡田啓介

勅令 第八十五號

## 關東州及南滿洲鐵道附屬地電氣事業令

第二條 關東州及南滿洲鐵道附屬地に於ける電氣事業に關しては本令に定むるものを除くの外電氣事業法(第二十九條及第三十二條の規定を除く)に依る但し同法中勅令とあるは關東局令、主務大臣とあるは滿洲國駐劄特命全權大使とす

第二條 電氣事業者は必要あるときは大使の定むる所に依り他人の土地に立入り電氣工作物の施設に關する調査若は測量を爲し又は工事の爲他人の土地に立入ることを得  
電氣事業者は電氣工作物の修理又は巡視の爲必要あるときは其の工作物を施設したる他人の土地

又は建造物に立入ることを得但し日没より日出迄の間に於ては危險急迫の場合に非ざれば占有者の意に反して邸宅又は建造物に立入ることを得ず

第三條 電氣事業者は必要あるときは大使の定むる所に依り電線路の施設に關する測量又は施設若は保守に障害を及ぼすべき植物を伐除し又は移植することを得

第四條 電氣事業者は道路、橋梁、溝渠、河川、堤防其他公共の用に供せらるゝ土地の地上又は地中に電線路を施設する必要があるときは其の效用を妨げざる限度に於て其の管理者の許可を受けて之を使用することを得

管理者正當の事由なくして前項の許可を拒み其他不相當なる措置を爲したるときは大使は電氣事業者の申請に依り使用を許可し又は措置の變更を命ずることを得

第五條 電氣事業者は必要あるときは大使の定むる所に依り現在の使用方法を妨げざる限度に於て他人の地上の空間若は地中に電線路を施設し又は建造物の存在せざる他人の土地に電線の支持物を建設することを得

第六條 第二條、第三條及前條の場合に於て現に生じたる損失は電氣事業者之を補償すべし



前項の補償金額に付當事者間に協議調はず又は協議を爲すこと能はざるときは大使の定むる所に依り行政官廳之を裁定す

裁定に不服ある者は其の通知を受けたる日より三十日以内に大使の裁決を求むることを得

第七條 電線路を施設したる土地の近接地又は第五條の規定に依り電線路を施設したる土地の所有者又は占有者は土地の使用方法を變更する爲必要あるときは大使の定むる所に依り電氣事業者に對し障害の豫防又は除却に必要な方法を施すことを請求することを得

前項の工事に要する費用は大使別段の定を爲す場合を除くの外電氣事業者の負擔とす但し其の工事を爲したる後正當の事由なくして豫定の變更を爲さざるときは請求者の負擔とす

第八條 電氣事業者は地中電氣工作物を施設する場合に於て他人に屬する地中工作物の位置を變更する必要あるときは當該工作物の効用を妨げざる限度に於て其の位置を變更し又は其の工作物の所有者をして其の變更を爲さしむることを得

前項の場合に於て其の工作物の所有者と協議調はず又は協議を爲すこと能はざるときは大使の定むる所に依り其の許可を受くべし

第九條 電氣工作物相互間及電氣工作物とその他の工作物との間に於ける障害防止の爲必要なる施設に關する事項は大使之を定む

第十條 前二條に規定する工事又は施設に關する費用の負擔、損失の補償其の他の事項は大使別段の定を爲す場合を除くの外當事者間の協議に依る協議調はず又は協議を爲すこと能はざるときは大使之を裁定す

第十一條 官廳に於て電氣事業を營まんとするときは大使の承認を受くべし電氣事業法第三條第二項の事項を變更せんとするとき亦同じ官廳に於て營む電氣事業に關しては電氣事業法第三條乃至第五條、第十六條、第十八條乃至第二十三條、第二十五條乃至第二十八條、第三十條及第三十五條乃至第三十八條の規定は之を適用せず

### 附 則

本令施行の期日は大使之を定む

本令施行前に爲したる許可、認可、處分、手續其の他の行爲にして本令中之に相當する規定あるものは本令に依り之を爲したるものと看做す但し其の許可又は認可に附したる條件にして本令に



抵觸するものは其の效力を失ふ  
本令に依り新に許可又は認可を受くべきものと爲りたる事項にして本令施行の際現に存するものは之を本令に依り許可又は認可を受けたるものと看做す

交通部令 第六號

茲に船鑑札規則を左の通制定す

康徳二年三月十六日

交通部大臣 丁 鑑 修

船鑑札規則

第一條 總噸數二十噸未満の船舶は左に掲ぐるものを除く外滿洲國に船籍港を定め船鑑札を受有すべし

- 一 總噸數五噸未満の帆船
  - 二 端舟其他櫓權のみを以て運轉し又は主として櫓權を以て運轉する舟
- 第二條 船鑑札を受有すべき船舶の所有者は附表第一號書式の船鑑札交付申請書を船籍港を管轄する監督官署に提出すべし

第三條 監督官署前條の申請を受けたるときは船舶の積量測度及検査をなし附表第二號書式の船鑑



札を交付すべし

第四條 船鑑札の有効期間は交付の日より輪船に在りては一箇年以内帆船に在りては三箇年以内  
於て監督官署之を定む

第五條 船鑑札の有効期間満了したるときは船舶所有者は舊船鑑札を添附し第二條所定の申請を爲  
すべし

第六條 船鑑札は船中に備置き船長其他船舶を指揮する者之を保管し當該官吏に於て檢閲を求む  
るときは之を提示すべし

第七條 船鑑札に記載したる事項に變更を生じたるとき又は船鑑札を毀損若は滅失したるときはそ  
の理由を疏明し船舶所有者は二十日以内に書換又は再交付を申請すべし

第八條 船鑑札に記載したる事項の變更が船舶所有者の變更に係るときは書換の申請は新所有者に  
於て變更の事實を證する書面を提出して之を爲すべし

第九條 船鑑札に記載したる事項の變更が積量の變更に係るときは監督官署は之が改測を爲すべし  
第十條 船鑑札の交付、再交付又は書換を申請せんとするものは左記手数料を納付すべし

一 交 付

十噸以上二十噸未満

六 圓

十噸未満

四 圓

二 再交付、書換

一 圓

第十一條 左記各號の一に該當する場合は直ちに船鑑札を監督官署に返還すべし

一 船舶が滅失若は沈没したるとき

二 船舶が滿洲國の國籍を喪失したるとき

三 船舶が船舶法の規定に依り船舶國籍證書を受有すべきものと爲りたるとき又は本令の規定  
に依り船鑑札を受有することを要せざるものと爲りたるとき

前項の場合に於て船鑑札を返還すること能はざるときは其の事由を疏明すべし

第十二條 第一條、第五條、第六條、第七條又は第十一條第二項の規定に違反したるときは船舶所  
有者又は船長を二十圓以下の罰金に處す

第十三條 本令に於て監督官署と稱するは航政局長を謂ふ



本令は康徳二年四月一日より之を施行す

第一號書式

船鑑札交付申請書

- 一 船種、船名
- 二 船籍港
- 三 船質
- 四 造船地又は造船者
- 五 進水の年月日
- 六 尺度(長、幅、深)
- 七 機關の種類
- 八 推進器の種類
- 九 所有者の氏名又は名稱、住所
- 十 測度及検査を受けんとする期日、場所
- 十一 申請の事由(新造又は何某より買受若は航行期間満了等)

年 月 日

住 所 氏 名 印

監督官署

第二號書式

第 船 種 船 第	船 種 船 籍	船 名 號	船 鑑 札
長 船 度	寬 船 度	深 船 度	總 噸 數
純 噸 數	機 關 類 數	有 效 期 間	所 有 者
年	月	日	

監督官署 烙印

一 船鑑札の寸法は堅五吋横七、五吋厚及木質は適宜とす



朕組織法第四十一條に依り參議府の諮詢を経て營業税法を裁可し茲に之を公布せしむ

御名 御璽

康徳二年六月二十九日

國務總理大臣

張

景

惠

財政部大臣

孫

其

昌

勅令 第五十五號

### 營業税法

第一條 營業場を設け左に掲ぐる營業を爲す者には本法に依り營業税を課す

- 一 物品販賣業 (動植物其他普通に物品と稱せざるもの、販賣業を含む)
- 二 製造業 (物品の加工業又は物品の修理業を含む)
- 三 保險業
- 四 無盡業

五金錢貸付業

六 物品貸付業 (動植物其他普通に物品と稱せざるもの、貸付業を含む)

七 電氣供給業

八 瓦斯供給業

九 運送業

一〇 運送取扱業

一一 倉庫業

一二 印刷業

一三 出版業

一四 興行場業

一五 料理飲食店業

一六 旅館業

一七 湯屋業



- 六 理髮業
- 元 娛樂場業
- 〇 寫眞業
- 三 席貸業
- 三 藝妓置屋業
- 三 貸座敷業
- 三 請負業
- 三 錢莊業
- 三 問屋業
- 毛 代理業
- 六 仲立業
- 充 周旋業
- 言 信託業

第二條 法人には本法を適用せず

第三條 左に掲ぐる營業には營業税を課せず

- 一 政府の發行する收入印紙、郵票及彩票類の販賣
- 二 新聞紙の出版
- 三 自己の採掘し又は採取したる礦物の精鍊又は販賣
- 四 本法施行地外に在る營業場に於て爲す營業

第四條 營業税は毎年營業の種類及營業場毎に之を課す

新に開業したる製造業に付ては其の年より起算し五年目の一月より前項の規定を適用す  
 前項の規定は相續又は讓渡に因り製造業を承繼したる營業者に付ては其の營業者が前營業者の開業のときより引續き當該製造業を営みたるものと看做し之を適用す

第五條 營業税の課税標準及税率は左の區分に依る

營業の種類	課税標準	率
鹽		千分の二



物品販賣業	賣上金額	卸賣 甲(糧石、石油、麥粉、白綿絲、白綿布、 木材、麻袋、豆油及豆粕) 乙(甲に屬せざる物品)	千分の 五三
製造業	賣上金額	小賣 甲(糧石、石油及麥粉) 乙(甲に屬せざる物品)	千分の 六五
保險業	收入金額		千分の 四
無盡業	收入金額		千分の 四
金錢貸付業	收入金額		千分の 二十
物品貸付業	收入金額		千分の 四十
電氣供給業	收入金額		千分の 三十
瓦斯供給業	收入金額		千分の 十二
運送取扱業	收入金額		千分の 二十五
印刷業	收入金額		千分の 十
興行場飲食店業	收入金額		千分の 十五

旅館業	湯屋業	理髮業	娛樂場業	寫真業	席貸業	藝妓置屋業	貸座敷業	請負業	錢莊業	問屋業	代理業	仲立業	周旋業	信託業	
收入金額								千分の 二十							
								其土木建築 他業	千分の 十二五	報償金額					千分の 三十

第六條 本法施行地に營業場を設け買入れたる物品を本法施行地に於て賣却せずして本法施行地外に輸送するは本法の適用上之を物品販賣業と看做す



前項物品販賣業の課税標準は當該物品を本法施行地外に輸送したる當時に於ける營業場所所在地の市場價格に依り計算したる金額を以て賣上金額と看做し之を計算す  
本法施行地に在る營業場に於て製造したる物品を本法施行地に於て賣却せずして本法施行地外に輸送するは本法の適用上之を製造業と看做す

前項製造業の課税標準は第二項の規定を準用して之を計算す

第七條 左に掲ぐる營業にして其の課税標準が左の金額に満たざるものに付ては營業税の課税を免除す

- 一 物品販賣業、製造業  
一年の賣上金額八百圓
- 二 金錢貸付業、物品貸付業  
一年の收入金額二百圓
- 三 運送業、印刷業、出版業  
一年の收入金額六百圓
- 四 興行場業、料理飲食店業、旅館業、湯屋業、理髮業、娛樂場業、寫眞業、席貸業、藝妓置屋業、貸座敷業  
一年の收入金額五百圓
- 五 請負業  
一年の請負金額五百圓

六 問屋業、代理業、仲立業、周旋業  
一年の報償金額二百圓

第八條 課税標準は左の各號に依るものを除くの外前年中に於ける賣上金、收入金、請負金又は報償金に依る

- 一 前年の二月二日以降十二月迄の間に於て開始したる營業に付ては其の年中に於ける賣上金、收入金、請負金又は報償金の豫算金額
- 二 其の年開始したる營業に付ては營業開始の月より其の年十二月迄に於ける賣上金、收入金、請負金又は報償金の豫算金額

第九條 納税義務者は財政部令の定むる所に依り毎年一月三十一日迄に課税標準を税捐局長に申告すべし但し其の年二月一日以後に於て營業を開始したる者は開業後二十日以内に之を爲すべし  
前項の規定は第四條第二項の規定に依り營業税の課税を受けざる者又は第七條の規定に依り營業税の課税を免除せらるる者に付ても之を適用す

第十條 課税標準は前條の申告に依り、申告なきとき又は申告を不相當と認むるときは税捐局長調査の上之を決定す



第十一條 税捐局長課税標準の決定上必要ありと認むるときは營業に關する事情に精通する者に就き其の意見を徴することを得

第十二條 納税義務者税捐局長の決定したる課税標準に付異議あるときは財政部令の定むる所に依り税務監督署長に對し審査の請求を爲すことを得

前項の請求ありたる場合と雖も税金の徴收は之を猶豫せず

第十三條 税務監督署長前條第一項の請求を受けたるときは之を審査し其の課税標準を決定す

第十四條 納税義務者前條の決定に付異議あるときは財政部令の定むる所に依り更に財政部大臣に對し審査の請求を爲すことを得税務監督署長が第十二條第一項の請求を却下したる場合亦同じ

第十二條第二項の規定は前項の請求ありたる場合に付之を準用す

第十五條 財政部大臣前條第一項の請求を受けたるときは之を審査し其の課税標準を決定す

第十六條 其の年分の賣上金、収入金、請負金又は報償金の實蹟金額が課税標準の二分の一に達せざるときは納税義務者の請求に依り税捐局長査覈して之を更訂す

第十七條 其の年に於ける營業の利益金額が其の年分營業税額の二十割に達せざるときは納税義務

者の請求に依り税捐局長其の營業税額より當該利益金額の二分の一に相當する金額を控除して得たる金額に相當する營業税額の納付を免除す

前項の利益金額の計算に付ては財政部令を以て之を定む

第十八條 納税義務者第十六條の規定に依り課税標準の更訂を受けんとするとき又は前條の規定に依り營業税納付の免除を受けんとするときは財政部令の定むる所に依り翌年一月三十一日迄に税

捐局長に對し其の請求を爲すべし

第十二條乃至第十五條の規定は納税義務者が税捐局長の爲したる前二條の處分に對し異議ある場合に付之を準用す

第十九條 前條第一項の請求ありたるときは税捐局長は處分の確定するに至る迄税金の徴收を猶豫することを得

第二十條 營業税は年額を四分し左の四期に於て之を徴收す但し廢業の場合に於て未納の税金あるときは其の際之を徴收す

第一期 其の年六月一日より三十日限



第二期 其の年八月一日より三十一日限

第三期 其の年十月一日より三十一日限

第四期 其の年十二月一日より三十一日限

第二十一條 税捐局長納税義務者が納期に於て税金の納付を全うし得ざるものと認むるときは前條の規定に拘らず直ちに税金を徴收することを得但し此の場合に於て納税保證人を立てたるときは此の限に在らず

納税保證人に關する事項は財政部令を以て之を定む

第二十二條 營業を廢止したる場合に於ける營業税は其の廢業の月迄月割を以て之を徴收す

前項の規定は財政部令の定むる所に依り納税義務者廢業の旨を税捐局長に申告したるときに限り之を適用す

第二十三條 納税義務者左の各號の一に該當するときは財政部令の定むる所に依り其の旨税捐局長に申告すべし

一 住所又は氏名若は商號を變更したるとき

二 營業場を移轉したるとき

三 相續又は讓渡に因り營業を承繼したるとき

第二十四條 相續又は讓渡に因り營業の承繼ありたるときは納期に於て現に營業を爲す者より營業税を徴收す税捐局長に於て相續又は讓渡に因り營業の承繼ありたるものと認むる場合亦同じ

前項の場合に於て前營業者の其の年分營業税に未納のものあるときは承繼人は前營業者と連帶して之が納付の義務を負ふ

前二項の場合に於て其の年分營業税に付前營業者が本法の規定に依り爲したる手續は之を承繼人の爲したる手續と看做し前營業者が受けたる課税標準の決定は之を承繼人の受けたる課税標準の決定と看做す

第二十五條 相續人は其の相續開始前の營業に付被相續人に對し課せらるべき營業税納付の義務を負ふ

前項の規定は相續人あること分明ならざる場合に於ける相續財産に付之を準用す此の場合に於て本法の規定に依り相續人の爲すべき手續及相續人に對し爲すべき政府の手續に付ては相續財産の



管理人を以て相續人と看做す

第二十六條 稅務官吏營業稅に關する調査又は取締上必要ありと認むるときは營業場に臨檢し、營業に關する帳簿物件を檢査し又は營業者に質問することを得

第二十七條 營業稅を遁脱する目的を以て左の各號の二に該當する行爲ありたる者は其の遁脱し又は遁脱せんとしたる營業稅の一倍以上十倍以下に相當する罰金に處す但し罰金額は十圓を下ることを得ず

- 一 課稅標準の申告を爲さざりしとき
- 二 課稅標準の申告を詐りたるとき
- 三 詐術を構へて課稅標準の更訂又は營業稅納付の免除を請求したるとき
- 四 課稅標準に關する審査の請求に際し虚偽の立證を爲したるとき
- 五 稅務官吏の課稅標準の調査を欺瞞する爲虚偽の帳簿を提示し又は虚偽の答辯を爲したるとき

前項の規定に該當する者が遁脱したる營業稅は第二十條の規定に拘らず直ちに之を徵收す

第二十八條 第九條又は第二十三條の規定に依る申告を爲さざりし者は二十圓以下の罰金に處す

第二十九條 第二十六條の規定に依る稅務官吏の職務の執行を阻害したる者は三百圓以下の罰金に處す

第三十條 營業稅に關する調査に従事する者、政府の諮問を受けたる者若は審査の事務に従事する者又は其の經歷を有する者營業稅に關し知り得たる秘密を正當の事由なくして漏洩したときは千圓以下の罰金に處す

#### 附 則

第三十一條 本法は康徳二年七月一日より之を施行す

第三十二條 本法に依る康徳二年分營業稅の課稅標準は第八條の規定に拘らず左の區分に從ひ計算したる金額とす

- 一 大同三年一月一日より引續き爲したる營業に付ては大同三年一月より康徳元年十二月迄の期間に於ける其の賣上金、收入金、請負金又は報償金を二分して得たる金額
- 二 大同三年一月二日より康徳二年六月三十日迄の間に於て開始したる營業に付ては康徳二年



七月より同年十二月迄の期間に於ける其の賣上金、収入金、請負金又は報償金の豫算金額

三 康徳三年七月二日以後に開始したる營業に付きては營業開始の月より康徳二年十二月迄の期間に於ける其の賣上金、収入金、請負金又は報償金の豫算金額

第三十三條 本法に依る康徳二年分營業税に限り第九條第一項の規定中一月三十一日とあるは八月三十一日とし二月一日とあるは九月一日とす

第三十四條 本法に依る康徳二年分營業税に限り第二十條の規定に拘らず其の税額を二分し左の二期に於て之を徴收す

第一期 康徳二年十月一日より三十一日限

第二期 康徳二年十二月一日より三十一日限

第三十五條 従前の法令中營業に對する課税に關する規定は吉林省修正交易所章程に規定するものを除くの外之を廢止す但し營業に對する課税に關する事項にして本法施行前に屬するものに付ては仍従前の例に依る

### 財政部令 第二十七號

茲に營業税法施行規則を左の通制定す

康徳二年六月二十九日

財政部大臣 孫 其 昌

## 營業税法施行規則

第一條 營業税法第九條の規定に依る申告は同法第五條に規定する營業の種類及種目毎の課税標準並に營業場所在地、商號、住所及氏名を記載したる申告書を營業場所轄税捐局長に提出して之を爲すべし

第二條 税捐局長營業税法第十條の規定に依り課税標準を決定したるときは書面を以て之を納税義務者に通知すべし

前項の決定通知は毎年五月三十一日迄に之を爲すべし但し左に掲ぐる場合に於ては決定の都度之を爲すべし



- 一 其の年營業を廢止したるとき
  - 二 其の年營業を開始したるとき
  - 三 課税標準の決定に付脱漏あることを發見したるとき
  - 四 課税標準の決定後納税義務者が課税標準の増加あることを申出でたるとき
- 第三條 營業税法第十二條第一項の規定に依り課税標準の審査を請求せんとする者は前條の決定通知を受けたる日より起算し二十日以内に不服の事由を記載したる書面に證憑書類を添へ其の決定を爲したる税捐局長を経由し税務監督署長に提出すべし
- 第四條 税務監督署長營業税法第十三條の規定に依り課税標準を決定したるときは書面を以て之を納税義務者に通知すべし
- 税務監督署長營業税法第十二條第一項の請求を受けたる場合に於て其の請求が手續に違背したるものなるときは書面を以て之を却下すべし
- 第五條 營業税法第十四條第一項の規定に依り課税標準の審査を請求せんとする者は前條第一項の決定通知又は同條第二項の却下の通知を受けたる日より起算し三十日以内に不服の事由を記載した

る書面に證憑書類を添へ其の決定を爲したる税務監督署長を経由し財政部大臣に提出すべし

第六條 財政部大臣營業税法第十五條の規定に依り課税標準を決定したるときは書面を以て之を納税義務者に通知す

第四條第二項の規定は財政部大臣に對して爲したる營業税法第十四條第一項の請求が手續に違背したるものなる場合に付之を準用す

第七條 納税義務者營業税法第十六條の規定に依り課税標準の更訂を受けんとするとき又は同法第十七條第一項の規定に依り營業税納付の免除を受けんとするときは其の事由を記載したる書面に證憑書類を添へ税捐局長に提出して之を請求すべし

第八條 營業税法第十七條第一項の規定に依る營業の利益金額は其の年に於ける當該營業の總収入金額より其の収入を得るに必要な経費を控除したる金額とす

第九條 税捐局長營業税法第十六條の規定に依り課税標準を更訂したるとき又は同法第十七條第一項の規定に依り營業税の納付を免除したるときは書面を以て之を納税義務者に通知すべし

營業税法第十六條の請求ありたる場合に於て其の請求が手續に違背したるものなるとき若は税捐



局長に於て其の年分の賣上金、収入金、請負金又は報償金の實蹟金額が課税標準の二分の一に達するものと認めたる時又は同法第十七條第一項の請求ありたる場合に於て其請求が手續に違背したるものなる時若は税捐局長に於て其の年に於ける營業の利益金額が其の年分營業税額の二十割に達するものと認めたる時は税捐局長は書面を以て之を却下すべし

第三條及第五條の規定は納税義務者が税捐局長の爲したる前二項の處分に對し異議ある場合に付之を準用す

第十條 納税義務者營業税法第二十一條第一項の規定に依り納税保證人を立てんとするときは當該保證人の保證書を税捐局長に提出して其の承認を受くべし

納税義務者營業税を滞納したるときは納税保證人は納税者として其の義務を負ふ

第十一條 納税保證人を立てたる納税義務者營業税を滞納したるときは納税保證人に通知して其の税金を納付せしむ

納税保證人前項の通知を受け税金を納付せざるときは納税義務者に對し滞納處分を執行す

前項滞納處分の結果仍徴收すべき税金に不足あるときは納税保證人に對し滞納處分を執行す但し

納税義務者の財産の價格が督促手数料延滞金、滞納處分費及税金に對し不足ありと認めるときは納税義務者に對する滞納處分の結了前と雖も納税保證人の財産に對する差押の執行を妨げず

第十二條 納税義務者營業を廢止したるときは營業の種類、種目、營業場所在地、商號、氏名及廢業年月日を記載したる申告書を税捐局長に提出すべし

第十三條 營業税法第二十三條の規定に依る申告は當該事實ありたる日より起算し十日内に其の旨を記載したる申告書を税捐局長に提出して之を爲すべし但し相續に因り營業を承繼したる場合に在りては其の承繼の事實を知りたる後二十日内に申告するを以て足る

第十四條 税務官吏營業税法第二十六條の規定に依り職務を執行するときは別表様式の「營業税検査官吏之章」を携帯すべし

附 則

第十五條 本令は康徳二年七月一日より之を施行す

第十六條 第二條第二項の規定中五月三十一日とあるは營業税法に依る康徳二年分營業税に限り九月三十日とす



様式 (用紙厚質白紙縦四寸五分、横四寸)

第何號		營業稅檢査官吏之章	
局	稅	捐	何々稅捐局
印	捐	貼	官氏名
		片	像
		處	

朕組織法第四十一條に依り參議府の諮詢を経て法人營業稅法を裁可し茲に之を公布せしむ

御名 御璽

康德二年六月二十九日

國務總理大臣

張

景

惠

財政部大臣

孫

其

昌

勅令 第五十六號

### 法人營業稅法

第一條 營利法人には本法に依り法人營業稅を課す

第二條 構成員相互の利益の爲に事業を營むことを目的として設立したる法人又は法人に非ざる社

團は本法の適用上之を營利法人と看做す

第三條 法人に非ざる者が銀行法に依り銀行業(附隨營業を含む)を營むときは本法の適用上之を營

利法人と看做す但し其の營む銀行業以外の營業に關しては此の限に在らず



第四條 營業税法第三條に規定する營業及取引所營業には法人營業税を課せず

第五條 法人營業税は營業の純益に付其の百分の六の稅率に依り之を賦課す

第六條 法人の營業の純益は毎事業年度中に於ける總益金より總損金を控除したる金額とす

前項の總益金及總損金の計算に關する規定並に本法施行地に主たる事務所又は本店を有せざる法人の純益計算に關する規定は財政部令を以て之を定む

第七條 法人の一事業年度は本法の適用上一年を越ゆることを得ず

法人が事業年度中に解散し又は合併に因りて消滅したる場合に於ては本法の適用上當該事業年度の始より解散又は合併に至る迄の期間を以て一事業年度と看做す

本法施行地に主たる事務所又は本店を有せざる法人が事業年度中に本法施行地に有する營業場に於ける營業を廢止したる場合に於ては本法の適用上當該事業年度の始より其の營業の廢止に至る迄の期間を以て一事業年度と看做す

第八條 納稅義務者は財政部令の定むる所に依り課稅標準を稅捐局長に申告すべし

第九條 課稅標準は前條の申告に依り、申告なきとき又は申告を不相當と認むるときは稅捐局長調

査の上稅捐局長之を決定す

第十條 納稅義務者稅捐局長の決定したる課稅標準に付異議あるときは財政部令の定むる所に依り稅務監督署長に對し審査の請求を爲すことを得

前項の請求ありたる場合と雖も稅金の徵收は之を猶豫せず

第十一條 稅務監督署長前條第一項の請求を受けたるときは之を審査し其の課稅標準を決定す

第十二條 納稅義務者前條の決定に付異議あるときは財政部令の定むる所に依り更に財政部大臣に對し審査の請求を爲すことを得稅務監督署長が第十條第一項の請求を却下したる場合亦同じ

第十條第二項の規定は前項の請求ありたる場合に付之を準用す

第十三條 財政部大臣前條第一項の請求を受けたるときは之を審査し其の課稅標準を決定す

第十四條 法人營業税は事業年度毎に一時に之を徵收す

第十五條 合併後存続する法人又は合併に因りて設立したる法人は合併に因りて消滅したる法人が其の合併前に於て爲したる營業に付法人營業税納付の義務を負ふ

第十六條 納稅義務者左の各號の一に該當するときは財政部令の定むる所に依り其の旨稅捐局長に



申告すべし

五〇

- 一 名稱を變更したるとき
  - 二 主たる事務所、本店、支店その他の營業場を移轉したるとき
  - 三 前二號に該當する事項を除くの外定款の記載事項を變更したるとき
- 第十七條 稅務官吏法人營業稅に關する調査又は取締上必要ありと認むるときは營業場に臨檢し、營業に關する帳簿物件を檢査し又は法人の社員、代表者其他法人の事務に従事する者に質問することを得

第十八條 法人の社員、代表者其他法人の事務に従事する者法人營業稅を遁脱する目的を以て左の各號の一に該當する行爲ありたるときは當該法人を其の遁脱し又は遁脱せんとしたる法人營業稅の一倍以上十倍以下に相當する罰金に處す但し罰金額は十圓を下ることを得ず

- 一 課稅標準の申告を爲さざりしとき
- 二 課稅標準の申告を詐りたるとき
- 三 課稅標準に關する審査の請求に際し虚偽の立證を爲したるとき

四 稅務官吏の課稅標準の調査を欺瞞する爲虚偽の帳簿を提示し又は虚偽の答辯を爲したるとき

第十九條 法人の社員、代表者其他法人の事務に従事する者第八條又は第十六條の規定に依る申告を爲さざりしときは當該法人を二十圓以下の罰金に處す

第二十條 法人の社員、代表者其他法人の事務に従事する者第十七條の規定に依る稅務官吏の職務の執行を阻害したるときは三百圓以下の罰金に處す

第二十一條 法人營業稅に關する調査に従事する者若は審査の事務に従事する者又は其の經歷を有する者法人營業稅に關し知り得たる秘密を正當の事理なくして漏洩したるときは千圓以下罰金に處す

附 則

第二十二條 本法は康徳二年七月一日より之を施行す

第二十三條 康徳二年七月一日以後に終了する事業年度の期間が康徳二年六月三十日以前に跨る法人の本法に依る法人營業稅の課稅標準は當該事業年度の純益金額より日割計算の方法に依りて算出したる康徳二年六月三十日以前に屬する期間の純益金額を控除して之を計算す



財政部令 第二十八號

茲に法人營業税法施行規則を左の通制定す

康徳二年六月二十九日

財政部大臣 孫 其 昌

## 法人營業税法施行規則

第一條 法人の主たる事務所又は本店を管轄する税捐局を以て法人營業税の所轄税捐局とす但し法人營業税法施行地に主たる事務所又は本店を有せざる法人に付ては其の同法施行地に有する支店その他の營業場を管轄する税捐局を以て所轄税捐局とす

第二條 法人營業税の課税標準たる純益は法人の營業中法人營業税を課すべき營業の總益金より總捐金を控除して之を計算す  
法人の前事業年度より繰越したる益金又は損金は其の事業年度の課税標準の計算上總益金又は總損金に之を算入せず

第三條 營業税法第六條の規定は法人の爲す營業の總益金の計算に付之を準用す

第四條 法人營業税法施行地に主たる事務所又は本店を有せざる法人の同法施行地に有する營業場に於て爲す營業の純益金額の計算に付同法第六條第一項の規定に依り難き場合に於ては其の法人の全部の營業に付同法第六條第一項の規定に依り計算したる純益金額を其の總收入金額に對する同法施行地に有する營業場に於て爲す營業の收入金額の割合に依り之を算定すべし但し收入金額の割合に依るを不適當とするときは資産價額の割合其の他適當の標準に依り之を算定するを妨げず

第五條 法人營業税法第八條の規定に依る申告は法人の代表者に於て課税標準及其の計算の基礎を記載したる申告書に財産目錄、貸借對照表及損益計算書を添へ決算確定の日より起算し十四日内に税捐局長に提出して之を爲すべし但し事業年度終了の月より起算し四月を超ゆることを得ず  
法人營業税法第七條第二項又は第三項の規定に該當する事業年度分に關する前項の申告は其の解散、合併又は營業廢止の日より起算し十四日内に之を爲すべし  
第一項の申告は法人營業税法施行地に主たる事務所又は本店を有せざる法人の代表者申告を爲す



べき時期に不在なる場合に在りては法人營業税法施行地に於ける營業場の事務を主宰する事務員  
 法人營業税法第二條に依り營利法人と看做さるゝ社團に在りては當該社團の業務を執行する者に  
 於て之を爲すべし

第六條 税捐局長法人營業税法第九條の規定に依り課税標準を決定したるときは書面を以て之を納  
 税義務者に通知すべし

第七條 法人營業税法第十條第一項の規定に依り課税標準の審査を請求せんとする者は前條の決定  
 通知を受けたる日より起算し二十日以内に不服の事由を記載したる書面に證憑書類を添へ其の決定  
 を爲したる税捐局長を経由し税務監督署長に提出すべし

第八條 税務監督署長法人營業税法第十一條の規定に依り課税標準を決定したるときは書面を以て  
 之を納税義務者に通知すべし

税務監督署長法人營業税法第十條第一項の請求を受けたる場合に於て其の請求が手續に違背した  
 るものなるときは書面を以て之を却下すべし

第九條 法人營業税法第十二條第一項の規定に依り課税標準の審査を請求せんとする者は前條第一

項の決定通知又は同條第二項の却下の通知を受けたる日より起算し三十日以内に不服の事由を記載  
 したる書面に證憑書類を添へ其の決定を爲したる税務監督署長を経由し財政都大臣に提出すべし

第十條 財政部大臣法人營業税法第十三條の規定に依り課税標準を決定したるときは書面を以て之  
 を納税義務者に通知す

第八條第二項の規定は財政部大臣に對して爲したる法人營業税法第十二條第一項の請求が手續に  
 違背したるものなる場合に付之を準用す

第十一條 法人營業税法施行地に主たる事務所、本店、支店其の他の營業場を有する法人は其の設  
 立又は支店其の他の營業場に於ける營業開始の後十日内に定款又は之に相當する書類に設立又は  
 營業開始の當時に於ける財産目録及貸借對照表を添へ税捐局長に提出すべし

第十二條 法人營業税法第十六條の規定に依る申告は法人の代表者に於て當該事實ありたる日より  
 起算し十日内に其の旨を記載したる申告書を税捐局長に提出して之を爲すべし

第五條第三項の規定は前項の申告に付之を準用す

第十三條 税務官吏法人營業税法第十七條の規定に依り職務を執行するときは「營業税検査官吏之



章」を携帯すべし

第十四條 本令は康徳二年七月一日より之を施行す

附 則

（Faint text, likely bleed-through from the reverse side of the page, containing details of the regulations and their implementation dates.)

朕組織法第四十一條に依り參議府の諮詢を経て出產糧石税法中改正の件を裁可し茲に之を公布せしむ

御名 御璽

康徳二年六月二十九日

國務總理大臣 張 景 惠  
財政務大臣 孫 其 昌

勅 令 第五十八號

### 出產糧石税法中改正の件

出產糧石税法中左の通改正す

第三條油糧の項種目の欄中「蘇子」の下に「落花生、棉實」を加ふ

附 則

本法は康徳二年七月一日より之を施行す



第三條の改正規定中落花生及棉實に對する稅率は康德三年六月三十日迄從價百分の一・五とす

第三條の改正規定中落花生及棉實に對する稅率は康德三年六月三十日迄從價百分の一・五とす  
出納簿は對中式の並行す

### 出納簿の對中式

總令 第五十八號

大連商工會議所  
大連市東公園町三十一番地

昭和十年六月二十五日

大連商工會議所

大連商工會議所  
大連市東公園町三十一番地

昭和十年七月二〇日印刷  
昭和十年七月二五日發行 (定價金二十錢)

編輯兼發行所 大連市東公園町八十二番地  
長 永 義 正

印刷人 大連市東公園町三十一番地  
吾 妻 力 松

印刷所 大連市東公園町三十一番地  
滿洲日報社印刷所

發行所 大連商工會議所











